

日 薬 業 発 第 63 号
令 和 8 年 5 月 15 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 荻野 構一
副会長 森 昌平

地域における夜間・休日の医薬品提供体制（在宅含む）の構築、
リスト化及び周知等について【重要】（その7）

平素より本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

地域における夜間・休日の医薬品提供体制（在宅含む）の構築、リスト化及び周知等に係る取組につきましては、既発通知「地域における夜間・休日の医薬品提供体制（在宅含む）の構築、リスト化及び周知等について【重要】（その1）～（その6）」等にてご依頼のとおりであり、このうち、地域住民・医療関係者等に向けた情報提供のイメージ（様式例）（以下、本様式例）につきましては、令和6年3月15日付け日薬業発第475号にてお示したところです。

本様式例は、薬局が果たす医薬品提供体制に関する機能のうち、特に地域で必要とされる情報について、地域住民・医療関係者等に対して分かりやすく周知する観点より、令和6年度調剤報酬改定に係る評価等も参考としながら項目等を設定したのですが、令和8年度調剤報酬改定に係る変更等は実施しないことといたしましたので、ご連絡します。

なお、ご高承のとおり令和8年度調剤報酬改定における地域支援・医薬品供給対応体制加算では、緊急避妊薬のスイッチOTC化を踏まえ、「緊急避妊薬を備蓄するとともに、当該医薬品を必要とする者に対する相談について適切に応需・対応し、調剤又は販売を行う体制を整備していること（以下略）」が要件とされました。

地域住民・医療関係者等にとって必要な情報を一元的に周知するというリスト化の趣旨を踏まえますと、緊急避妊薬の取扱いの可否の項に係る変更等も想定されるところですが、緊急避妊薬（OTC）については厚生労働省ウェブサイトにて公開されている「要指導医薬品である緊急避妊薬の販売が可能な薬局等の一覧^{*}」も含め、必要とする方に迅速かつ適切な販売が可能となるよう精緻にその運用等が整備されていることから、当面の間、本リストとともに同サイトへのリンク等を分かりやすく示す等の対応でも差し支えありません。（なお、既に緊急避妊薬（OTC）の取扱いに関して情報収集・公開している場合には、前記対応への変更を求めるものではありません。）この場合、本様式例における「その他の薬局機能」の【本リストの利用にあたって】に必要な事項を掲載することが方法の一つとして考えられますので、参考として申し添えます。

貴会におかれましては、既発通知および本通知を参考に、貴会管内の地域薬剤師会との連携の下、地域住民や医療関係者等に向けた医薬品提供体制に係る

情報をわかりやすく適切に提供できるよう、引き続きご対応の程お願い申し上げます。

※ 要指導医薬品である緊急避妊薬の販売が可能な薬局等の一覧（厚生労働省ウェブサイト）

https://www.mhlw.go.jp/stf/kinkyuuhininyaku_00005.html

<参考>



- 様式例<その他の薬局機能>（【本リストの利用にあたって】追記版）

